

令和5年9月14日

## 公 告

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊北海道補給処  
調達会計部長 早瀬 英 俊

一般競争入札について下記のとおり実施するので、陸上自衛隊が示す「入札及び契約心得（令和5年4月28日）」等関係事項を承諾のうえ参加されたい。

### 記

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 品名等

品名、規格、単位、数量
オーガ左ほか5件 別紙第1「内訳書」のとおり

(2) 納期 令和7年2月28日

(3) 納地 陸上自衛隊苗穂分屯地

#### 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和5年度有効の全省庁統一競争参加資格「物品の販売」の「A」、「B」、「C」又は「D」の格付を保有し、北海道地域に競争参加資格を有する者であること。

(4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 別紙第2「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

#### 3 契約条項等を示す場所

契約条項及び「入札及び契約心得」については、北海道補給処調達会計部に掲示するほか、北海道補給処ホームページにも掲載する。

#### 4 競争入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和5年10月19日（木）10時00分

(2) 場所 陸上自衛隊北海道補給処調達会計部入札室

#### 5 落札決定方法

(1) 総額により決定する。

(2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、同額の場合は抽選とする。

## 6 保証金に関する事項

### (1) 入札保証金は免除する。

ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従った契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

### (2) 契約保証金は免除する。

ただし、契約者が「入札及び契約心得」に従った契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10を違約金として徴収する。

## 7 入札の無効

### (1) 第2項に示した競争に参加するために必要な資格のない者がした入札

### (2) 入札に関する条件に違反した入札

### (3) 入札金額、入札者及び担当者氏名、連絡先の記載がない入札書

### (4) 入札開始時刻に遅れたもの、又は郵便入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書

### (5) 電話、電報及びFAXによる入札

### (6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

## 8 契約書の作成

落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成し、物品売買契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を付する。

## 9 その他

### (1) 入札書の記載要領等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって契約価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

なお、落札決定は、消費税抜きの金額で発表する。

### (2) 郵便入札

ア 郵便による入札参加を推奨（コロナウイルス感染防止のため）

イ 郵便入札の要領等

#### (ア) 送付先

〒061-1393 恵庭市西島松308  
陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課

#### (イ) 送付期限

令和5年10月18日（水）17時00分（必着）

- (ウ) 送付要領
  - a 入札書は、「オーガ左ほか5件」と朱書された小封筒の中に入れて封印をする。
  - b 上記aの入札書が入った小封筒と資格決定通知書(写)を郵送用封筒に入れて配達が可能である郵便又はメール便にて送付する。
- (エ) 到着の確認  
郵送入札を行う者は、発送した後契約課担当者に到着の確認を行うものとする。
- (3) 再度入札
  - ア 郵便による入札者がいない場合、直ちに実施する。
  - イ 郵便による入札者がいる場合
    - (ア) 再度入札の実施日時  
令和5年10月25日(水)13時00分
    - (イ) 郵便入札の要領
      - a 送付期限  
令和5年10月24日(火)17時00分(必着)
      - b その他の要領  
初度の入札と同様
- (4) 資格決定通知書に関し、本年度初めて当補給処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあった者は、当該「写」を入札開始までに提出する。(FAX可)
- (5) 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始までに提出すること。
- (6) 入札に関する問い合わせ先  
物品及び仕様等に関する事項  
陸上自衛隊北海道補給処調達会計部契約課(担当:成田)  
電話 0123-36-8611(内線5257)
- (7) 公告掲示場所
  - ア 掲示板
    - (ア) 島松駐屯地
    - (イ) 恵庭、千歳、札幌各商工会議所
  - イ 北海道補給処ホームページ  
<http://www.mod.go.jp/gsd/nae/nadep/dep.html>
- (8) 公告掲示期間  
令和5年9月14日~令和5年10月19日

## 内訳書

No.	品名	規格	単位	数量
1	オーガ左	仕様書のとおり	EA	2
2	オーガ右	"	EA	2
3	ブロワ軸	"	EA	12
4	ブロア	"	EA	20
5	オーガ軸	"	EA	6
6	ゴムクローラ	"	EA	8

調達要求番号: 3MCC2AN0201

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	
施設部品等		WE-Z120001	
		作成	令和 2年 7月 21日
		変更	年 月 日
		作成部隊等名	九州補給処

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において調達する施設器材の部品、工具及び附属品（以下、“施設部品等”という。）について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

#### 1.2.1

##### 補給カタログ等

補給カタログ、整備諸基準及び型式管理文書をいう。

#### 1.2.2

##### 物品番号

物品番号とは、“装備品等の類別に関する訓令”でいう物品番号をいう。

#### 1.2.3

##### 参照番号

参照番号とは、補給カタログ等で使用している番号であり、通常、製造者等の部品番号をいう。

#### 1.2.4

##### 規格

規格とは、国際規格、国定規格、官庁規格（防衛省仕様書を含む。）及び団体規格〔補給業務資料（工具規格、優良部品規格等を含む。）〕をいう。

#### 1.2.5

##### 図面

図面とは、確定図面及び参考図面をいう。

#### 1.2.6

##### 確定図面

確定図面とは、形状、寸法、仕上げ、表面処理のほか、材料、寸法公差、許容値などが明確に表現されている図面をいう。

#### 1.2.7

##### 参考図面

参考図面とは、概略の形状、寸法、材料を示した図面をいう。

#### 1.2.8

##### 市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

### 1.2.9

#### カタログ等

この仕様書においては、製造者等の使用している既已取得したカタログ、部品表などをいう。

### 1.2.10

#### 見本

見本とは、標準見本及び現用見本をいう。

### 1.2.11

#### 現用見本

現用見本とは、使用中の装備品などから取り出した部品をいう。

## 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

#### b) 法令等

装備品等の類別に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第53号）

## 2 製品に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

施設部品等は、補給カタログ等、物品番号、参照番号、図面、カタログ等又は見本によって示されたものと同一又は同等以上のものであり、GLT-CG-Z000001によるほか、次の事項について、製造者が規定する仕様及び社内規格に合格したものとす。

#### a) 材料及び加工方法

#### b) 構造、形状、寸法、性能等

#### c) 外観、塗装

#### d) 製品の表示

### 2.2 品名・規格及び数量

調達する品名・規格及び数量は、調達要求書に示すとおりとする。また、特に示す必要があるものについては、表1又は調達要領指定書によって示すものとする。

なお、図面、カタログ等及び見本によって示す必要がある場合には、表1の注記欄にその旨を記載し、表1に添付する。

### 2.3 構造・形状・寸法

施設部品等の構造、形状及び寸法は、製造者が規定する社内規格、図面、カタログ等、見本による。

### 2.4 塗装・防せい処置等

#### 2.4.1 塗装

塗装は、表1又は調達要領指定書によって指定する場合を除き、製造者が規定する社内規格による。

## 2.4.2 防せい処置等

市販品に準ずるものとし、特に非塗装部位、気密を要する部位などに適切な防せい、防湿処置を必要とする場合は、調達要領指定書によって示す。

## 2.5 外観・性能

### 2.5.1 外観

外観は、仕上げ良好で、きず、割れ、まくれ、さびその他の欠陥があってはならない。

### 2.5.2 性能

性能は、精度良好、耐久性及び耐摩耗性に優れ、その機能を高度に発揮し、信頼性のあるものでなければならない。

## 2.6 製品の表示

製品の表示は、調達要求書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の2.3による。

## 3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 出荷条件

### 4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

### 4.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z000001の4.2による。

## 5 その他の指示

### 5.1 提出書類

提出書類が必要な場合は、調達要領指定書によって指定する。

### 5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

表1ー施設部品等調達品目表

項目番号	物品番号	参照番号又は規格等	品名	単位	数量	注記
0001	33174-54111	33374-54111 (33174-54111)	オーガ左	EA	2	ヤナセ (株) スノースロ ワー 10-18Gs
0002	33174-54121	33374-54121 (33174-54121)	オーガ右	EA	2	ヤナセ (株) スノースロ ワー 10-18Gs
0003	33174-55151	33174-55151	ブロワ軸	EA	12	ヤナセ (株) スノースロ ワー 10-18HST
0004	S058-5210	082-5210 (S058-5210)	ブロア	EA	20	ヤナセ (株) スノースロ ワー 10-16HST
0005	S061-5130	061-5130 (S061-5130)	オーガ軸	EA	6	ヤナセ (株) スノースロ ワー 10-16HST
0006	S072-2240	072-2240 (S072-2240)	ゴムクローラ	EA	8	ヤナセ (株) スノースロ ワー 10-18HST

## 装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

## (1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

## (2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合